

第22期 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月27日(木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 当社本店(三井住友銀行本店ビル)

議案

会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役13名選任の件

株主提案

第4号議案及び第5号議案

インターネットを通じた株主総会へのご参加 方法を充実させております。

- インターネットによる議決権行使については、 4頁をご参照ください。
- 同時中継のご視聴及び事前のご質問・ご意見のご送付については、6頁をご参照ください。

株主総会にご出席いただいた株主の皆さまへのお土産は 用意しておりません。何卒ご理解くださいますよう お願い申し上げます。

三井住友フィナンシャルグループ

証券コード 8316

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社 三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 國 部 毅

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。 なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができます ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4頁及び5頁の記載に従って、議決権をご行使くだ さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時
- 2.場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 当社本店(三井住友銀行本店ビル)
- 3. 株主総会の目的事項
 - 報告事項 (1) 2023年4月1日より2024年3月31日に至る第22期事業報告の内容、連結計算書類の 内容並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査委員会の監査結果報告の件
 - (2) 2023年4月1日より2024年3月31日に至る第22期計算書類の内容報告の件

決議事項 会社提案 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役13名選任の件

株主提案 第4号議案 定款の一部変更の件(気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効

果的な管理のための取締役のコンピテンシー)

第5号議案 定款の一部変更の件(顧客の気候変動移行計画に関する評価)

株主総会参考書類等の電子提供措置について

法令及び定款第25条の規定に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を とっておりますので、次の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.smfg.co.jp/investor/financial/meeting.html



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にも掲載しております。次のウェブサイトにアクセスし、銘柄名(会社名)で「三井住友フィナンシャルグループ」または証券コードで「8316」とご入力のうえご検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご確認ください。

東京証券取引所のウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do? Show=Show



以 上

- ※ 電子提供措置事項を修正した場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を当社ウェブサイト及び 東京証券取引所のウェブサイトに掲載いたします。
- ※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、基準日までに書面交付請求をされた株主の皆さまに対して交付する書面には記載しておりません。
 - ■事業報告
 - 「当社の現況に関する事項」のうち「企業集団の使用人の状況」及び「企業集団の主要な営業所等の状況」
 - ●「当社の新株予約権等に関する事項」
 - ●「会計監査人に関する事項」
 - ●「業務の適正を確保する体制」
 - ●「特定完全子会社に関する事項」
 - 「会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針」
 - 連結計算書類

注記

- 計算書類
 - 注記
- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

株主総会当日

株主総会までの流れ

事前の議決権行使



インターネット

郵送

詳細は5頁

詳細は4頁

行使 期限

2024年6月26日(水曜日) 午後5時10分まで

■株主総会当日に議決権をご行使いただく場合は、同封の出席票を議決権行使書用紙と 切り離さずに会場受付へご提出ください。

事前のご質問・ご意見のご送付

受付

2024年6月24日(月曜日) 期限 午後5時10分まで

詳細は6頁

同時中継のご視聴



専用ウェブサイト▶



https://smfg-soukai.live/

日時

配信 2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

詳細は6頁



行使期限 2024年6月26日 (水曜日) 午後5時10分まで

当社株主名簿管理人が運営するウェブサイト「株主総会ポータル」にログインのうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

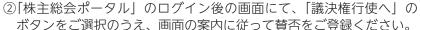
- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。

株主総会ポータルへのログイン方法

①同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の「株主総会ポータルサイトログイン用QRコード」を読み取ってください。または、次のウェブサイトにアクセスし、「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及びパスワードをご入力ください。

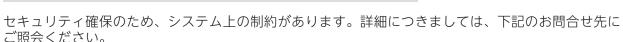
株主総会ポータル ▶ https://www.soukai-portal.net

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- ※一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合、議決権行使書・出席票用紙に記載の「議決権行使コード/株主総会ポータルログインID」及びパスワードのご入力が必要になります。
- ※次の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権をご行使いただくことも可能です。

https://www.web54.net





三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 電話 0120-652-031 (フリーダイヤル) 受付時間 午前9時~午後9時

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。



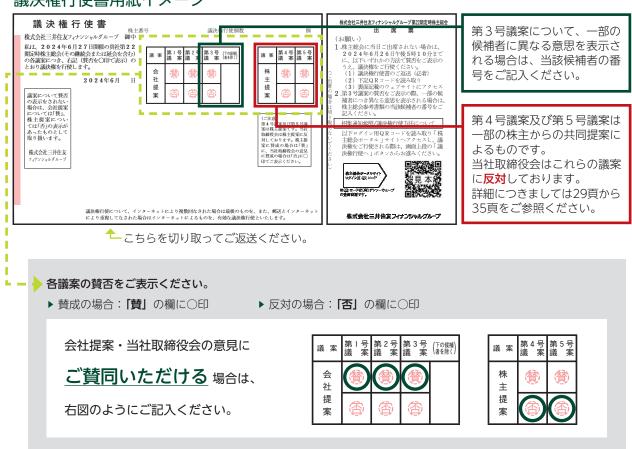


郵送による議決権行使についてのご案内

行使期限 2024年6月26日(水曜日)午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ



同時中継のご視聴及び事前のご質問・ご意見のご送付についてのご案内

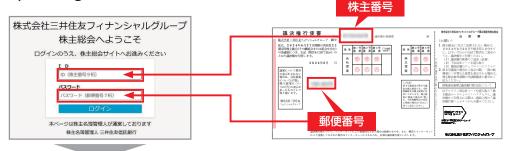
同時中継のご視聴方法

①次の専用ウェブサイトにアクセスし、議決権行使書・出席票用紙に記載の株主番号及び郵便番号をご入力ください。



◀専用ウェブサイト

(https://smfg-soukai.live/)



2024年6月27日 (木曜日) 午前10時



【推奨環境】

(Windows 環境) Microsoft Edge (Chromium)	(Mac 環境) Safari Google Chrome		
Google Chrome Mozilla Firefox	Mozilla Firefox		
(iPhone/iPad 環境) Safari	(Android 環境) Google Chrome Mozilla Firefox		

②ログイン後の画面にて、「視聴開始」ボタンを押してください。

1 注意事項

- ●同時中継においては、議決権行使やご質問等はできません。
- ●ご使用の機器やネットワーク環境によっては、映像や音声に、実際の議事との時差や不具合が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事前のご質問・ご意見のご送付方法〈2024年6月24日(月曜日)午後5時10分まで〉



- ①4頁の記載に従って、「株主総会ポータル」にログインください。
- ②ログイン後の画面にて「事前質問へ」のボタンをご選択のうえ、画面の 案内に従ってテキストボックスにご質問・ご意見をご入力ください。

1 注意事項

- ●お一人さまにつき1つとさせていただきます。また、一度送信いただいたご質問・ご意見について、削除・変更はできません。
- 内容は、簡潔にご入力ください。
- ●お寄せいただいたご質問・ご意見のうち、株主の皆さまのご関心の高いと思われる事項等につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイトにて、当社の考え方等を掲載する予定です。
- ●株主さまへの個別のご説明・ご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

議案及び提案の理由並びに参考事項

会社提案(第1号議案から第3号議案まで)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全性の確保、株主還元の強化及び成長投資をバランスよく実現し、持続的な株主価値の向上を図ることを資本政策の基本方針としております。当該方針、今後の経済金融環境及び当事業年度の業績等を総合的に勘案いたしまして、当事業年度末の剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類

余銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

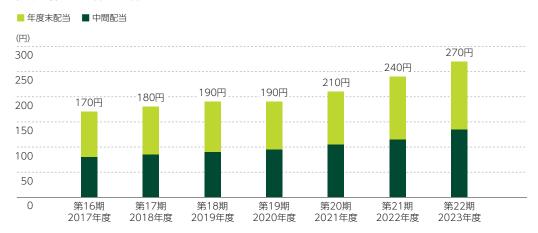
普通株式 1株につき135円 総額177.382.064.430円

普通株式1株につき135円の中間配当金をお支払いいたしておりますので、当事業年度を通じての配当金は1株につき270円となり、これは前事業年度にくらべ1株につき30円の増配であります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月28日

(ご参考) 普通株式1株当たりの配当金



第2号議案 定款一部変更の件

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2024年9月30日を株式の分割に係る基準日、2024年 10月1日を株式の分割が効力を生ずる日として、普通株式1株を3株に分割することを決議しており、この 普通株式の分割の割合にあわせて当社の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ る必要があるため、2024年10月1日を変更の効力が生ずる日として、定款を下記現行定款・変更案対照表 のとおり変更しようとするものであります。

現行定款・変更案対照表

	(ト線は変更部分)
現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,000,564,000</u>	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>9,000,564,000</u>
株とする。	株とする。
(発行可能種類株式総数)	(発行可能種類株式総数)
第7条 当会社の発行可能種類株式総数は、普通株式が	第7条 当会社の発行可能種類株式総数は、普通株式が
3,000,000,000株、第五種優先株式が167,000株、第	9,000,000,000株、第五種優先株式が167,000株、第
七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が	七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が
115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。	115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。

第3号議案 取締役13名選任の件

先般、太田純氏が逝去により取締役を退任され、また、本総会終結の時をもって、取締役14名全員が任期 満了となりますので、この際取締役13名(うち社外取締役7名)の選任をお願いいたしたいと存じます。 指名委員会の決定に基づく取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (出席率)
1	また。 またけし ままれた 再任 國 部 毅 非執行	取締役会長 指名委員、報酬委員、 サステナビリティ委員	13回中すべてに出席 (100%)
2	新任 中 島 達	執行役社長(代表執行役) グループCEO	_
3	スピラーでいこ 再任 工 藤 禎 子	取締役、執行役副社長(代表執行役) グループCCO コンプライアンス部、 AML金融犯罪対策部担当役員	13回中すべてに出席 (100%)
4	のとう ふみひこ 再任 伊 藤 文 彦	取締役、執行役専務 グループCFO、グループCSO 社会的価値創造本部担当、 広報部、企画部、事業開発部、 社会的価値創造企画部、 社会的価値創造推進部、財務部、 経理業務部担当役員 リスク委員	取締役就任後に 開催された 11回中すべてに出席 (100%)
5	明任 一 色 俊 宏 <u>非執行</u>	取締役 監査委員	13回中すべてに出席 (100%)
6	西任 後 野 義 之 <u>非執行</u>	取締役 監査委員	取締役就任後に 開催された 11回中すべてに出席 (100%)
7	キまざき しょうぞう 社外取締役 再任 山 崎 彰 三 独立役員	取締役 監査委員、リスク委員(委員長)	13回中すべてに出席 (100%)

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (出席率)
8	新任 門 永 宗之助 独立役員	_	_
9	カラマ は ましのぶ 社外取締役 再任 筒 井 義 信 独立役員	取締役 指名委員(委員長)、報酬委員	13回中すべてに出席 (100%)
10	再任 新 保 克 芳 独立役員	取締役 監査委員、報酬委員(委員長)	13回中すべてに出席 (100%)
11	再任 桜 井 恵理子 独立役員	取締役 指名委員、報酬委員、 サステナビリティ委員(委員長)	13回中すべてに出席 (100%)
12	Thatles D. Lake II 社外取締役 再任 チャールズ D. レイク II 独立役員	取締役 指名委員、リスク委員	取締役就任後に 開催された 11回中すべてに出席 (100%)
13	Jenifer Rogers 社外取締役 再任 ジェニファー ロジャーズ 独立役員	取締役 報酬委員、サステナビリティ委員	取締役就任後に 開催された 11回中すべてに出席 (100%)

- 1.「取締役会への出席状況(出席率)」は、2023年度に開催された取締役会への出席状況及び出席率を記載しております。
 - 2. CEO、CCO、CFO及びCSOは、それぞれ以下を示しております。
 - CEO: Chief Executive Officer (最高経営責任者)
 - CCO: Chief Compliance Officer (最高コンプライアンス責任者)
 - CFO: Chief Financial Officer (最高財務責任者)
 - CSO: Chief Strategy Officer (最高戦略責任者)
 - 3. 山崎彰三、門永宗之助、筒井義信、新保克芳、桜井恵理子、チャールズ D. レイク II 及びジェニファー ロジャーズの7氏は、 26頁に記載の、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。
 - 4. 当社は、山崎彰三、筒井義信、新保克芳、桜井恵理子、チャールズ D. レイク Ⅱ及びジェニファー ロジャーズの6氏を、株 式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、当社は、門永宗之 助氏を、独立役員として指定する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性一覧表 (スキル・マトリックス)

		就任予定の委員会 ※ ◎は委員長					当社が特に期待する知見・経験						多様性		
氏名	就任年	指名	監査	報酬	リスク	サステナ ビリティ	企業経営	金融	グローバル	法務・ リスク管理	財務会計	IT/DX	サステナ ビリティ	国際性 (外国籍)	ジェンダー (性別)
國 部 毅	2007年	0		0		0	131	¥	•	DID			Ž		₽
中島達	_			0		0	737	¥	•	مام			Ž		Ω
工藤 禎子	2021年							¥	@	a a			Ž		•
伊藤 文彦	2023年				0			¥	•	a a			Ž		Ω
一色 俊宏	2021年		0					¥		aja)					Ω
後野 義之	2023年		0					¥	•	DID					Ω
山崎彰三	2017年		0		0					مام					Ω
門永 宗之助	_	0	0				क्त		@	a a					Ω
筒井 義信	2017年	0		0			737	4							Ω
新保 克芳	2017年		0	0						a a					Ω
桜井 恵理子	2015年	0		0		0	737		•				Ž		1
チャールズ D. レイク I	2023年	0			0		क्त	4	•	a a				小	Ω
ジェニファー ロジャーズ	2023年			0		0	क्र	¥	©	ATA)			ž		1

注 「当社が特に期待する知見・経験」に記載の項目は、対象取締役候補者に特に期待する分野であり、対象取締役候補者が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

(ご参考) 取締役会の構成(第3号議案が承認可決された場合)



マログ 図部

たけし

1954年3月8日生 男 性

再 任非執行

■ 所有する当社の株式の種類及び数

■ 当社における地位及び担当

■ 取締役会への出席状況(出席率)

普通株式 99,623株

取締役会長

指名委員、報酬委員、サステナビリティ委員

13回中すべてに出席(100%)



■略歴

1976年 4月 株式会社住友銀行入行

2003年 6月 株式会社三井住友銀行 執行役員

2006年 10月 同 常務執行役員

2007年 4月 当社 常務執行役員

2007年 6 月 同 取締役

2009年 4月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

2011年 4月 同 頭取兼最高執行役員

2017年 4 月 当社 取締役社長

株式会社三井住友銀行 取締役辞任

2017年 6 月 当社 取締役 執行役社長

2019年 4 月 同 取締役会長 (現任)

2021年 10月 株式会社三井住友銀行 取締役会長

2023年 4 月 同 取締役辞任

■ 重要な兼職の状況

株式会社小松製作所 取締役 大正製薬ホールディングス株式会社 取締役 南海電気鉄道株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

國部毅氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2011年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取や当社社長として同行や当社を統率・牽引し、2019年4月以降は当社取締役会長として当社の取締役会を統理しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

中島

Ebsa 建

1963年9月14日生 男 性

新任

■ 所有する当社の株式の種類及び数

■ 当社における地位及び担当

普通株式 41,191株 執行役社長 (代表執行役) グループCEO



■略歴

1986年 4月 株式会社住友銀行入行

2014年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員

2016年 4 月 同 常務執行役員

2017年 4月 当社 常務執行役員

2019年 3月 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員

2019年 4月 当社 執行役専務

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

2019年 6月 当社 取締役 執行役専務

2022年 4月 株式会社三井住友銀行 取締役辞任

2023年 3月 同 取締役

2023年 4月 当社 執行役副社長

株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取

執行役員

2023年 12月 当社 執行役社長 (現任)

株式会社三井住友銀行 取締役辞任

■ 取締役候補者とした理由

中島達氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、サステナビリティ推進、リテール業務、法人営業、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しております。加えて、2023年12月以降、執行役社長として当社を統率・牽引しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

くどう工藤

複子

1964年5月22日生 女 性

再 任

■ 所有する当社の株式の種類及び数

■ 当社における地位及び担当

普通株式 34,401株

取締役、執行役副社長(代表執行役)

グループCCO

コンプライアンス部、AML金融犯罪対策部担当役員

■ 取締役会への出席状況 (出席率) 13回中すべてに出席 (100%)



■略歴

1987年 4月 株式会社住友銀行入行

2014年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員

2017年 4 月 同 常務執行役員

2020年 4月 当社 専務執行役員

株式会社三井住友銀行 専務執行役員

2021年 3月 同 取締役兼専務執行役員

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員

■ 取締役候補者とした理由

工藤禎子氏は、長年にわたり、投資銀行業務、リスク管理、サステナビリティ推進等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

2021年 4 月 当社 執行役専務

2021年 6 月 同 取締役 執行役専務

2024年 4月 同 取締役 執行役副社長 (現任)

株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取

執行役員 (現任)

候補者番号4

伊藤

ふみひこ文彦

1967年4月13日生 男 性

再 任

■ 所有する当社の株式の種類及び数

■ 当社における地位及び担当

普通株式 27,065株

取締役、執行役専務

グループCFO、グループCSO

社会的価値創造本部担当、

広報部、企画部、事業開発部、社会的価値創造企画部、 社会的価値創造推進部、財務部、経理業務部担当役員

リスク委員

■ 取締役会への出席状況(出席率)

取締役就任後に開催された11回中すべてに出席(100%)

■略歴

1990年 4月 株式会社住友銀行入行

2018年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員

2018年 10月 当社 執行役員

2020年 4 月 同 常務執行役員

株式会社三井住友銀行 常務執行役員

2023年 4 月 当社 執行役専務

株式会社三井住友銀行 専務執行役員

2023年 6月 当社 取締役 執行役専務 (現任)

2024年 3月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行

役員(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

伊藤文彦氏は、長年にわたり、経営企画、サステナビリティ推進、広報、財務等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。



いっしき **一**色 としひる

1962年9月15日生 男 性

再 任 非執行

■ 所有する当社の株式の種類及び数 普

そび数 普通株式 29,979株

■ 当社における地位及び担当

取締役 監査委員

■ 取締役会への出席状況(出席率)

13回中すべてに出席(100%)



■略歴

1985年 4月 株式会社住友銀行入行

2013年 4月 株式会社三井住友銀行 執行役員

2015年 4 月 同 常務執行役員

2017年 4月 当社 常務執行役員

2019年 4 月 同 専務執行役員

株式会社三井住友銀行 専務執行役員

2021年 4月 同 専務執行役員退任

2021年 6 月 当社 取締役 (現任)

2023年 6 月 株式会社三井住友銀行 取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役

■ 取締役候補者とした理由

一色俊宏氏は、長年にわたり、総務、法務、法人営業、リテール業務、事務企画、決済業務等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

ざめの後野

ましゅき義之

1965年4月22日生 男 性

再 任 非執行

■ 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 18,405株

■ 当社における地位及び担当

取締役 監査委員

■ 取締役会への出席状況(出席率)

取締役就任後に開催された11回中すべてに出席(100%)



■略歴

1988年 4月 株式会社住友銀行入行

2018年 4月 当社 執行役員

株式会社三井住友銀行 執行役員

2021年 10月 当社 常務執行役員

株式会社三井住友銀行 常務執行役員

2023年 4 月 同 常務執行役員辞任 **2023年 6 月** 当社 取締役 (現任)

■取締役候補者とした理由

後野義之氏は、長年にわたり、リスク管理、市場関連業務、法人営業等に携わるなど、豊富な実務経験と高い能力・識見を有しており、当社グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者

やまざき

しょうぞ う

1948年9月12日生 男 性

任 社外取締役 独立役員

■ 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 1.900株

■ 当社における地位及び担当

■ 社外取締役としての在任期間

取締役

■ 取締役会への出席状況(出席率)

監査委員、リスク委員(委員長)

13回中すべてに出席(100%)

6年11ヵ月



■略歴

1970年 11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人 トーマツ)入所

1974年 9月 公認会計士登録 (現任)

1991年 7月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人

トーマツ) 代表社員

2010年 6月 有限責任監査法人トーマツ退職

2010年 7月 日本公認会計十協会 会長

2013年 7月 同協会 相談役 (現任)

2014年 4月 東北大学会計大学院 教授

2017年 6 月 当社 取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

山崎彰三氏は、財務会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計をはじめとする財務会計 全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続 き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えており ます。とりわけ、同氏が、財務会計及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加 することに加え、リスク委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う 役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役と しての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号8

 宗之助

1952年8月5日生 男 性

新 任 社外取締役 独 立 役 昌



■ 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 0株

■略歴

1976年 4月 千代田化工建設株式会社入社

1986年 6 月 同社退職

1986年 8月 McKinsey & Company, Inc., Japan入社

1992年 12月 同社 プリンシパル (パートナー)

1999年 6 月 同社 ディレクター (シニア・パートナー)

2009年 6 月 同社退職

2009年7月 Intrinsics 代表 (現任)

2017年 6 月 株式会社三井住友銀行 取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

Intrinsics 代表

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

門永宗之助氏は、経営コンサルティングの分野で指導的役割を果たし、経営コンサルタントとしての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、監査委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■その他

門永宗之助氏は、2017年6月より当社子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりますが、2024年6月27日付で辞任する予定であります。

筒井

表信

1954年1月30日生 男 性 再 任 社外取締役 独 立 役 員



■ 所有する当社の株式の種類及び数

■ 当社における地位及び担当

取締役

指名委員(委員長)、報酬委員

■ 取締役会への出席状況(出席率)

13回中すべてに出席(100%)

■ 社外取締役としての在任期間 6

6年11ヵ月

普诵株式 0株

■略歴

1977年 4月 日本生命保険相互会社入社

2004年 7月 同社 取締役

2007年 1月 同社 取締役執行役員

2007年 3月 同社 取締役常務執行役員

2009年 3月 同社 取締役専務執行役員

■ 重要な兼職の状況

日本生命保険相互会社 代表取締役会長 株式会社帝国ホテル 取締役 西日本旅客鉄道株式会社 取締役 パナソニック ホールディングス株式会社 取締役 脱炭素成長型経済構造移行推進機構 理事長 2010年 3月 同社 代表取締役専務執行役員

2011年 4月 同社 代表取締役社長

2017年 6 月 当社 取締役 (現任)

2018年 4月 日本生命保険相互会社 代表取締役会長 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

筒井義信氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、企業経営及び金融に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会を委員長として主導するとともに、報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

筒井義信氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役会長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における2023年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行から日本生命保険相互会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

■その他

筒井義信氏は、2024年6月24日にパナソニック ホールディングス株式会社の取締役を退任する予定であります。

しんぼ

かつよし

1955年4月8日生 男 性

再任 社外取締役 独立役員

■ 所有する当社の株式の種類及び数

■ 当社における地位及び担当

取締役

監查委員、報酬委員(委員長) 13回中すべてに出席(100%)

■ 取締役会への出席状況(出席率) ■ 社外取締役としての在任期間

6年11ヵ月

普通株式 3.800株



■略歴

1984年 4 月 弁護十登録 (現仟)

1999年 11月 新保法律事務所 弁護士 (現任)

2015年 6 月 株式会社三井住友銀行 監査役

2017年 6 月 当社 取締役 (現任)

株式会社三井住友銀行 監査役辞任

■ 重要な兼職の状況

株式会社ヤクルト本社 取締役 三井化学株式会社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

新保克芳氏は、企業法務の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有して おります。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把 握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、法務に 関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会を委員長として主導する とともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由に より、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお 願いするものであります。

■その他

新保克芳氏は、2015年6月より2017年6月まで、当社子会社である株式会社三井住友銀行の社外監査役に就任しておりま した。

さくらい桜井

恵理子

1960年11月16日生 女 性 再任社外取締役独 立 役 員

■ 所有する当社の株式の種類及び数

普通株式 5,700株

■ 当社における地位及び担当

取締役

指名委員、報酬委員、サステナビリティ委員(委員長)

■ 取締役会への出席状況(出席率)

13回中すべてに出席(100%)

■ 社外取締役としての在任期間

8年11ヵ月



■略歴

1987年 6月 Dow Corning Corporation (現 Dow Silicones Corporation) 入社

2008年 5月 東レ・ダウコーニング株式会社 取締役

2009年 3月 同社 代表取締役会長・CEO

2011年 5月 Dow Corning Corporation (現 Dow Silicones Corporation) リージョナル

プレジデント-日本/韓国

2015年 2月 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン

株式会社 代表取締役社長

2015年 6 月 当社 取締役 (現任)

2018年 5 月 ダウ・シリコーン・ホールディング・ジャパン 合同会社

代表社員ダウ・スウィツァーランド・ホール

ディング・ゲーエムベーハー 職務執行者 ・ ダウ・東レ株式会社 代表取締役会長・

2018年 6 月 ダウ・東レ株式会社 代表取締役会長 CEO

2020年 8月 ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役 社長

2022年 6 月 同社 取締役辞任

■ 重要な兼職の状況

アステラス製薬株式会社 取締役 花王株式会社 取締役 日本板硝子株式会社 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

桜井恵理子氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、サステナビリティ委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

Charles D. Lake チャールズ

1962年1月8日生 男 性

社外取締役 独立役員

■ 所有する当社の株式の種類及び数 普诵株式 0株

■ 当社における地位及び担当 取締役

指名委員、リスク委員

■ 取締役会への出席状況(出席率) 取締役就任後に開催された11回中すべてに出席(100%)

■ 社外取締役としての在任期間 11ヵ月



■略歴

1990年 6月 The Office of the U.S. Trade Representative(米国通商代表部)入所 特別補佐官 米国ペンシルベニア州弁護士登録 (現任) 1990年 12月

1992年 8 月 米国通商代表部 日本部長

1993年 7月 同代表部 日本部長 兼 次席通商代表付 特別顧問

1995年 1月 Dewey Ballantine LLP 弁護士

1996年 10月 米国ワシントンD.C.弁護士登録(現任)

1999年 2月 Aflac International, Inc. 法律顧問 兼 バイス・プレジデント

1999年 6月 American Family Life Assurance Company of Columbus 日本支社 (現アフラック生命保険株式会社)

執行役員・法律顧問

2001年 1月 同社 常務執行役員・法律顧問

2001年 4月 同社 常務執行役員・統括法律顧問

2001年 7月 同社 副社長

2003年 1月 同社 日本における代表者・社長 2005年 4月 同社 日本における代表者・副会長 2008年 7月 同社 日本における代表者・会長

2014年 1月 Aflac International, Inc. 取締役社長 (現任)

2018年 4月 アフラック生命保険株式会社 代表取締役

会長 (現任)

2023年 6 月 当社 取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

Aflac International, Inc. 取締役社長 アフラック生命保険株式会社 代表取締役会長

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

チャールズ D. レイク II氏は、企業経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と企業経営に 関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当 社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。 とりわけ、同氏が、国際的な企業経営、金融、外交及び国際法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会 の審議へ参加することに加え、指名委員会及びリスク委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすこと を期待しております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであり ます。

■ 独立性に関する補足説明

チャールズ D. レイク II氏は、Aflac International, Inc. の取締役社長及びアフラック生命保険株式会社の代表取締役会 長に就任しておりますが、両社と当社グループの間における2023年度の取引額は、両社の連結売上高及び当社の連結業務粗 利益の1%未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行からAflac International, Inc. 及びアフラック 生命保険株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、両社は当社普通株式を保有していな いこと等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

議決権行使等のご案内

Jenifer Rogers ジェニファー ロジャーズ

1963年6月22日生 女 性

社外取締役 独立役員

■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 100株

■ 当社における地位及び担当 取締役

報酬委員、サステナビリティ委員

■ 取締役会への出席状況(出席率) 取締役就任後に開催された11回中すべてに出席(100%)

■ 社外取締役としての在任期間 11ヵ月



■略歴

1989年 9月 Haight Gardner Poor & Havens法律 事務所 (現Holland & Knight LLP) 入所

1990年 12月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現任)

1991年 2月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ 銀行)入行

1994年 12月 メリルリンチ日本証券株式会社(現BofA 証券株式会社)入社

2000年 11月 Merrill Lynch Europe Plc

2006年 7月 Merrill Lynch (Asia Pacific) Limited

(現Bank of America Corporation) (香港) 2012年 1月 Bank of America Merrill Lynch

(現Bank of America Corporation) (New York)

2014年 11月

2021年 1月 The American Chamber of Commerce in Japan (在日米国商工会議所) 会頭

ゼネラル・カウンセルアジア

アシュリオンジャパン・ホールディングス

合同会社 ゼネラル・カウンセルアジア

2023年 6 月 当社 取締役 (現任)

(現任)

2012年 11月 Asurion Asia Pacific Limited

■ 重要な兼職の状況

アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 ゼネラル・カウンセルアジア 川崎重工業株式会社 取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ジェニファー ロジャーズ氏は、企業法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、企業内弁護士としての 豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しております。当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰 する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うこと ができると考えております。とりわけ、同氏が、国際的な企業経営、金融、国際法務、IT・デジタルトランスフォーメーショ ン及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬 委員会及びサステナビリティ委員会において的確な提言や有効な意見表明を行う役割を果たすことを期待しております。こ れらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

ジェニファー ロジャーズ氏は、アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社のゼネラル・カウンセルアジアに就任し ておりますが、同社と当社グループとの間における2023年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1 %未満であります。また、当社子会社である株式会社三井住友銀行からアシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有していないこと等から、同 氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

- 注 1. 当社は、山崎彰三、筒井義信、新保克芳、桜井恵理子、チャールズ D. レイク Ⅱ 及びジェニファー ロジャーズの6氏との間 に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同 法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合、門永宗之助 氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。
 - 2. 当社は、会社役員が責任追及の可能性に萎縮することなく、果断な経営判断を行うことを促すため、國部毅、中島達、工藤禎子、伊藤文彦、一色俊宏、後野義之、山崎彰三、筒井義信、新保克芳、桜井恵理子、チャールズ D. レイク II 及びジェニファーロジャーズの12氏との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合、門永宗之助氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。本契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。
 - (1)会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。
 - (2)当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が当該会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとしております。
 - 3. 当社は、役員等が責任追及の可能性に萎縮することなく、果断な経営判断を行うことを促すため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約の被保険者の範囲は、当社並びに当社子会社である株式会社三井住友銀行、株式会社SMBC信託銀行、SMBC日興証券株式会社、三井住友カード株式会社及び株式会社日本総合研究所の取締役、監査役、執行役及び執行役員となっております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。各取締役候補者は、既に本契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決された場合、当社取締役として、引き続き、本契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。
 - 4. 山崎彰三、門永宗之助、筒井義信、新保克芳、桜井恵理子、チャールズ D. レイク Ⅱ及びジェニファー ロジャーズの7氏 は、社外取締役候補者であります。
 - 5. チャールズ D. レイク II 氏は、2023年6月まで日本郵政株式会社の社外取締役に就任しておりましたが、同社子会社である株式会社かんぽ生命保険及び日本郵便株式会社における株式会社かんぽ生命保険の保険商品の不適切な募集行為に関し、2019年12月、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は総務大臣及び金融庁より、また株式会社かんぽ生命は金融庁より、それぞれ保険業法等に基づく行政処分を受けました。同氏は、同社の社外取締役に就任以来退任に至るまで、グループガバナンス及び内部統制の重要性を述べるとともに法令遵守及びリスク管理を含む総合的な視点に立った提言を行っていました。また、当該事実の判明後も、取締役会での審議等を通じて、徹底した調査及び再発防止に向けた実効的な取組みの推進に貢献し、その進捗状況を監督するなど、継続的に社外取締役としての職責を果たしました。

(ご参考)

当社における社外取締役の独立性に関する基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近 (注1) において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えております。

1. 主要な取引先 (注2)

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行(以下当社等という)を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。
- (2) 当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当社等から、役員報酬以外に、過去3年平均で、年間1,000万円超の金銭その他の財産を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント。
- (2) 当社等から、多額の金銭その他の財産(注3)を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。

3. 寄付

当社等から、過去3年平均で、年間1,000万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主もしくはその業務執行者(過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む)。

5. 近親者 (注4)

次に掲げるいずれかの者(重要(注5)でない者を除く)の近親者。

- (1) 上記1.~4.に該当する者。
- (2) 当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。
- 注 1. [最近] とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。
 - 2. 「主要な取引先」とは、次のいずれかまたは双方に該当する者をいう。
 - ・当社等を主要な取引先とする者
 - 当該者の連結売上高に占める当社等に対する売上高の割合が2%を超える場合。
 - ・当社等の主要な取引先
 - 当該者に当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合。
 - 3. 「多額の金銭その他の財産」とは、当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産をいう。
 - 4. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。
 - 5. 「重要」である者の例
 - ・各会社の役員、部長クラスの者。
 - ・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

政策保有株式の削減に関する取組み

当社グループでは、政策保有株式の削減計画を公表し、継続的に残高削減への取組みを進めております。 2023年5月には、2023年3月末からの3カ年で2,000億円(簿価)の残高を削減する計画を公表し、計画初年度にあたる2023年度は1,340億円を削減しました。2024年度は、公表している計画の前倒しでの達成を目指してまいります。

また、当面の目標として、2026年度から開始する予定の次期中期経営計画の期間中に、当社連結純資産に対する政策保有株式時価残高の割合が20%未満となるよう目処をつける方針です。



- 注 1. 当社連結ベース。2020年3月末以降の業務提携目的の出資を除く。
 - 2. 有価証券報告書に記載される「みなし保有株式」の残高を含む。

なお、当社子会社である株式会社三井住友銀行では、政策保有株式(国内上場)を2023年3月末時点で940銘柄保有しておりましたが、2023年度に232銘柄を売却し(一部売却含む)、2024年3月末時点では858銘柄を保有しております。

政策保有株式に関する取組みの詳細や最新の状況については、当社ウェブサイトをご覧ください。 https://www.smfg.co.jp/company/organization/governance/structure/hold.html



政策保有に関する方針

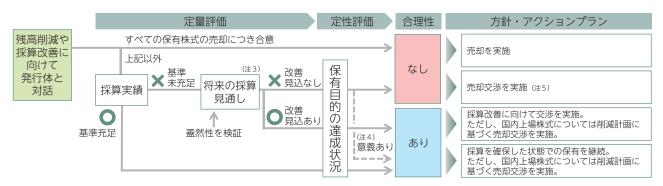
当社グループは、「政策保有に関する方針」を、以下のとおり公表しております。

- 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、 当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式 を保有いたしません。
- 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有による リターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援等の保有の ねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上につながると判断される場合をいいます。
- 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性が ないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略等、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

保有合理性の検証結果

2023年度においては、2023年3月末時点で保有していたすべての国内上場株式に関する保有の合理性を当社取締役会及び株式会社三井住友銀行取締役会において検証いたしました。検証の結果、社数では11%、簿価残高では12%が採算未充足となり、最終的に保有の合理性がないと判断した株式は、簿価残高の11%となりました。

保有の合理性がないと判断した株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略等、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。



- 注 3. 一定期間、連続して採算未充足の場合は「合理性なし」に該当。
 - 4. 再生支援や業務提携等。
 - 5. 市場影響や発行体の財務戦略等を考慮する。

第4号議案及び第5号議案は、株主3名からの共同提案によるものであります。

株主提案

第4号議案 定款の一部変更の件 (気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー)

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第5章 取締役及び取締役会

第 条 取締役の指名(気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー)

当会社は、当会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴う事業リスク及び事業機会を踏まえ、取締役会全体の知識、経験及び能力の適切なバランス及び多様性に留意しつつ、気候変動関連の事業リスク及び事業機会の管理が当会社の中核的な経営戦略に確実に組み込まれるよう、取締役の指名及び取締役会の実効性評価に関する方針及び手続を策定し、開示する。

提案理由

本提案は、当社の取締役会が気候関連の事業リスク及び機会の適切な監督能力を備えているかにつき、株主が評価する上で必要な情報開示を求めるものである。

当社は化石燃料等の炭素集約型セクターに大きく関与し、気候関連の重大な財務リスクに晒されているが、取締役会が当該リスク低減の責務を果たし得るか、現状株主は評価することができない。気候関連の事業リスク及び機会を適切に管理するため、取締役会には、気候科学、低炭素化、公共政策等に関する専門性が必要となる。

本提案は、日本のコーポレートガバナンス・コード及び投資家団体(TPI等)や国際サステナビリティ基準 審議会(ISSB)等を通じて投資家が求める情報開示に合致する。

本提案の可決により、投資家は自己の投下資本の安全性を理解するための重要情報を知ることができ、また、当社は脱炭素経済への移行に伴う事業リスク及び機会を適切に管理し、企業価値を維持することが可能となる。

〔(会社注)以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社をはじめとするSMBCグループは、気候変動対応を重要な経営課題の一つと位置付けており、現行の定款のもと、気候変動を含む多様なリスク及び機会を踏まえた経営の基本方針を決定し、真摯に取り組んでおります。

SMBCグループでは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に策定した「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、取締役候補者の選定基準及び手続を定め、これを開示しております。

また、気候変動を含む多様なリスク及び機会を踏まえた経営の基本方針を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督できるよう、取締役に期待する知見・経験について指名委員会で審議のうえ、スキル・マトリックスを策定しております。現在のスキル・マトリックスは、サステナビリティに関する知見・経験も含んでおり、当該分野に関する知見・経験の発揮が期待できる取締役を選任しているほか、取締役を対象としたサステナビリティに関する勉強会の継続的な開催等を通じて、取締役会全体の知識及び能力の向上にも努めております。

更に、当社では、取締役会の内部委員会としてサステナビリティ委員会を設置しており、社外取締役である委員長のもと、取締役ではない有識者も委員に迎え、気候変動対応をはじめとしたサステナビリティ推進施策の進捗に関する事項、サステナビリティを取り巻く国内外の情勢に関する事項及びその他のサステナビリティに関する重要な事項等について審議し、取締役会に報告及び助言を行っております。また、サステナビリティ委員会の委員につきましては、サステナビリティの分野に関する経験の内容を開示しております。

加えて、当社取締役会は、気候変動対応をはじめとするサステナビリティ推進の取組みに対する監督の状況を含む取締役会全体の実効性について、毎年、分析・評価を行い、手法及び結果を開示しております。

日本の会社法において、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠 組みを定めるものです。また、当社は指名委員会等設置会社であり、経営の基本方針の決定権限は当社 取締役会に、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定権限は当社指名委員会に、そ れぞれ専属しています。本株主提案は、「気候変動関連の事業リスク及び事業機会の管理」を経営戦略 に組み込むことを求め、それを確実にするための取締役の指名及び取締役会の実効性評価に関する方針 及び手続の策定及び開示を求めています。当社取締役会は、刻々と変化する情勢のなかで、その時々の リスク及び機会を機動的に見極め、経営の基本方針を決定しておりますが、その決定にあたり考慮すべ き事項は、気候変動に関する事項のみならず、多岐にわたるため、すべてをあらかじめ定款に規定する ことは困難であるほか、そもそも、そうした事項は、会社の基本的な枠組みを定める定款に規定すべき 事項ではありません。従って、特定のリスク及び機会のみを経営の基本方針に盛り込むことを担保する ための措置を定款に規定することは、会社法の定める指名委員会等設置会社の基本構造に照らしても、 適切ではありません。また、取締役の選任は、指名委員会が取締役会全体として保有すべき専門性や多 様性等を考慮のうえ候補者を決定し、賛否の意思決定に必要な情報をご提供したうえで、当該情報に基 づき株主の皆さまにご判断いただくものです。本株主提案が求める対応は、取締役候補者の選定に関す る指名委員会の権限を制限するものであり、ひいては株主の皆さまの権利を制約することにつながるお それがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

株主提案

第5号議案 定款の一部変更の件 (顧客の気候変動移行計画に関する評価)

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

- 第 章 気候変動関連リスク管理
- 第条 移行計画(顧客の気候変動移行計画に関する評価)
- 当会社の気候変動への公約及び気候変動リスク管理戦略を踏まえ、当会社は以下の情報開示を行う。
- 1 化石燃料セクターにおける顧客の気候変動移行計画とパリ協定1.5℃目標との整合性について、当会社がどのように評価を行うか。
- 2 当該セクター顧客がパリ協定に沿った信頼性のある移行計画を作成しなかった場合の対応措置(新規資金提供の制限を含む)。

提案理由

本提案は、当社が顧客の脱炭素移行を支援することにより、当社が気候関連リスクを適切に管理していることを株主が判断する上で必要な情報開示を求めるものである。

当社は2050年ネットゼロ及び「1.5℃目標の実現を目指していく」ことを公約し、気候変動リスクを「トップリスク」とし、また電力、石油・ガスセクターの顧客の「パリ協定と整合的な目標設定の有無」や「目標達成に向けた取組状況等」を含む移行戦略につき確認を行うとしている。

一方、当社は、パリ協定1.5℃目標と整合する信頼性ある移行計画を有していない化石燃料セクターの顧客に対し多額の資金支援を継続している。

本提案が求める開示は、当社が表明しているリスク管理措置を適切に実施し、2050年までのポートフォリオ排出量実質ゼロ公約と整合させるために不可欠である。

これら開示は投資家(TPI等)の期待に合致し、当社の長期的な企業価値の維持向上に資するものである。

〔(会社注)以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。〕

当社取締役会の意見 本議案に反対いたします。

当社をはじめとするSMBCグループは、気候変動対応を重要な経営課題の一つと位置付け、現行の定 款のもと、本株主提案が求める内容(顧客の気候変動移行計画に関する評価)をはじめ、気候変動に関 する取組みの強化や開示の高度化に従前より真摯に取り組んでおります。また、提案株主をはじめとす る環境NGOや機関投資家等と、気候変動対応について開かれた対話を継続的に行っております。

また、現時点では必ずしもすべてのお客さまの移行計画が1.5℃目標に整合していない状況を踏まえ、SMBCグループ全体のリスク管理に関する枠組みに沿った対応も実施しております。具体的には、脱炭素化を目指すお客さまとの対話の促進や、投融資ポートフォリオ全体の温室効果ガス排出量のコントロール等を実施し、1.5℃目標に沿うよう、SMBCグループの気候関連リスクに適切に対処しています。

移行リスク(※3)が高いとされる電力・エネルギーセクターに関して、2023年にはお客さまごとの移行戦略(※4)を確認する枠組みを試行的に導入及び開示し、パリ協定と整合的な目標設定の有無や目標達成に向けた取組状況等に基づき、お客さまの移行リスクへの対応状況を確認いたしました。2024年4月には、新たな評価の枠組みとして、環境・社会に関するお客さまの実態把握や移行計画に対する評価、人権デューデリジェンスを統合した「環境社会審査」を導入し、お客さまの移行計画評価も踏まえたリスク評価を実施する体制を整備しています。今後は、「環境社会審査」の結果も踏まえ、移行計画に関するお客さまとの開かれた対話に注力しつつ、一定期間の対話を経ても移行に向けた具体的な方向性を確認できない場合は、既存の信用リスク等の審査と合わせて、取引継続の是非を慎重に検討いたします。

当社は、上記のお客さまの移行計画の適格性判定及び気候変動に係るリスク管理に関する施策を、SMBCグループの移行計画に織り込んだうえで、取締役会のコミットメントのもと適時に進捗を公表しており、本株主提案が求める内容について適切に対応しております。

日本の会社法において、定款は、株主総会の決議によって事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを定めるものです。他方で、会社法が業務執行上の決定については取締役会やその委任を受けた業務執行者に委ねることとし、臨機に迅速で専門的な経営判断が行えるように配慮していることを勘案すると、個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することは適切ではありません。本株主提案は、お客さまの移行計画を評価し、1.5℃目標に不整合な場合の対応措置を定め、かつこれに関する情報開示をするという、まさに個別具体的な業務執行に関する事項を定款に規定することを求めています。当社は、刻々と変化する情勢を踏まえ、お客さまの移行計画の評価方法を含むリスク管理手法や、新規資金提供の判断基準を機動的に見直していくとともに、適時にその取組みの開示を行ってまいりますが、定款はその変更に株主総会における特別決議を必要とするものであることから、仮に本議案が可決された場合、その後にサステナビリティに関するルールや枠組みの変更、戦争・大規模災害等の社会情勢の大きな変動があったときにも、定款が変更されるまでは規定の効力が残り、当社の機動的な対応をかえって難しくしてしまうおそれがあり、ひいては当社の企業価値を損なうおそれがあります。

以上の理由から、本定款変更議案に反対いたします。

- (※1) 脱炭素社会の実現に向けた長期的な戦略に則り、温室効果ガス排出量を削減するための取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的としたファイナンス手法。SMBCグループでは「顧客が自社の事業や運営をパリ協定の目標に沿った道筋に合わせることを支援するために提供される金融サービス」と定義。
- (※2) パリ協定で示された、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力目標。
- (※3) 低炭素経済に移行する取組みから生じるリスクをいい、政策、法律、技術、市場及びレピュテーションに関するリスク等が含まれる。
- (※4) 温室効果ガス排出量の削減を含む、低炭素経済に向けた移行のための企業の目標や活動等を示した全体的な戦略。

以上

(ご参考) ネットゼロの実現に向けた取組み

		2021	2022	2023	2024	2025	2030	2040 2050
	Cグループに 温室効果ガス	2030年までの ネットゼロを コミット	再生で SMBC 本店ビル	可能エネルギー(自社保有物件		中期目標達成 2021年度比 40%減	ネットゼロ	
Scope3 (投融資ポートフォ リオにおける温室 効果ガス排出量)		2050年までの ネットゼロを コミット	中期目標設定 電力・石炭 ・石油ガス	中期目標設定 鉄鋼・ 自動車	中期目標設定 不動産		中期目標達成 電力・石炭・ 石油ガス・鉄鋼・ 自動車・不動産	ネットゼロ
石炭	石炭火力発電 向け貸出金		フェーズアウト 戦略策定		セクター・ 事業方針 厳格化		プロジェクト ファイナンス 2020年度比 50%減	プロジェクトファイナンス 及び設備に紐付く コーポレートファイナンス 残高ゼロ
	一般炭採掘 セクター向け 貸出金			フェーズアウト 戦略策定	セクター・ 事業方針 厳格化		OECD諸国 残高ゼロ	非OECD諸国 残高ゼロ
サステナブル ファイナンス							取組額 累積目標 50兆円	
トランジションファイナンス				Transition Finance Playbook 電力・エネルギー	Transition Finance Playbook 鉄鋼·自動車			
移行計画確認		ESG リスクサマリー ツール		個社別 移行戦略確認 フレームワーク 試行	環境社会 審査導入			

SMBCグループにおける気候変動対応の詳細については、当社ウェブサイトに掲載しております「気候変動に対する取組の強化」をご覧ください。

https://www.smfg.co.jp/investor/financial/meeting.html



MEMO

MEMO



株主総会会場ご案内略図



会場

当社本店(三井住友銀行本店ビル)

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

交通機関のご案内



注 駐車場の用意はいたしておりません。

✓ SMBC 三井住友フィナンシャルグループ





